

○人権擁護推進員設置規程

平成14年4月1日

議会規程第1号

業務の遂行において、人権に関わる事項について、その対応に主として当たるため、人権擁護推進員を設置し、議長が任命する。

付 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。